

第5章

貸付金・借入金

～学習内容～

- ・貸付金・借入金
- ・手形貸付・手形借入

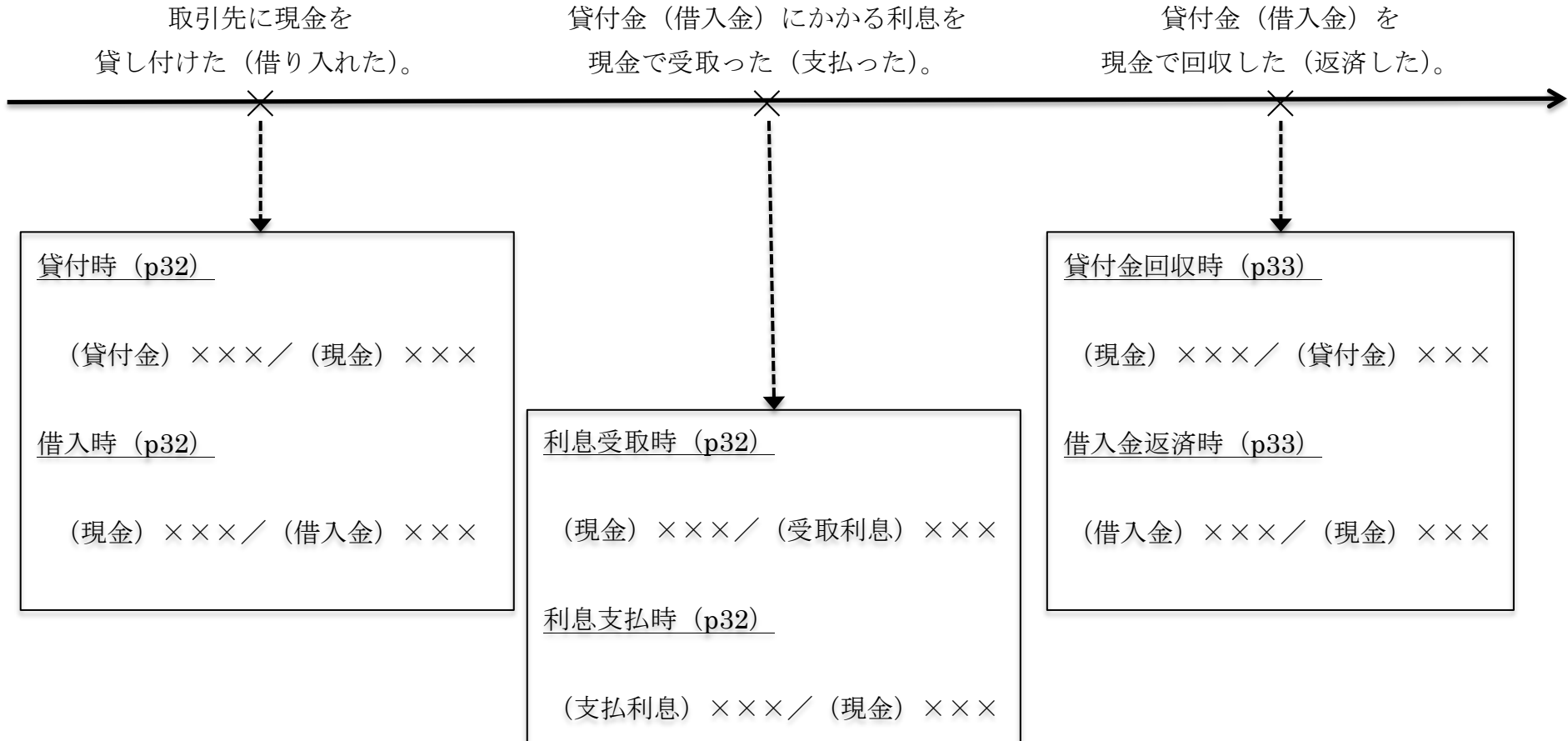
利息の計算がポイント♪



第5章 貸付金・借入金

第1節 貸付金・借入金

1. 取引の流れ



2. 貸付時・借入時

取引先とお金の貸し借りをを行った場合、貸付側では、あとでお金を返してもらえる権利が生じるため『貸付金』（資産）として処理します。これに対し、借入側では、あとでお金を返す義務が生じるため『借入金』（負債）として処理します。

【例5-1】

鹿児島商店は、三重商店に対して現金500円を貸し付けた。

鹿児島商店（貸付側）				三重商店（借入側）			
勘定科目	金額	勘定科目	金額	勘定科目	金額	勘定科目	金額
貸付金	500	現金	500	現金	500	借入金	500

3. 利息受取時・支払時

お金を貸した場合には利息が発生し、貸付側が利息を受取った場合には『受取利息』（収益）として処理します。これに対し、借入側が利息を支払った場合には『支払利息』（費用）として処理します。

なお、利息は貸付・借入金額（元本）に年利率を乗じて1年分を計算し、必要に応じて月割り計算を行います。

【例5-2】

鹿児島商店は、三重商店から貸付金500円に対する半年分の利息を現金で受取った。なお、年利率は4%である。

鹿児島商店（貸付側）				三重商店（借入側）			
勘定科目	金額	勘定科目	金額	勘定科目	金額	勘定科目	金額
現金	10	受取利息	10	支払利息	10	現金	10

解説

半年分の利息の金額は、以下のように計算します。

$$\frac{500 \text{ 円 (元本金額)} \times 4\% \text{ (年利率)} \times 6 \text{ ヶ月}}{12 \text{ ヶ月}} = 10 \text{ 円}$$

一年分の利息の金額

4. 回収時・返済時

お金の貸し借りを清算した場合には、回収側では『貸付金』（資産）を取り崩す処理を行い、返済側では『借入金』（負債）を取り崩す処理を行います。

【例 5-3】

鹿児島商店は、三重商店から貸付金 500 円を現金で回収した。

鹿児島商店（貸付側）				三重商店（借入側）			
勘定科目	金額	勘定科目	金額	勘定科目	金額	勘定科目	金額
現金	500	貸付金	500	借入金	500	現金	500

注意点

『貸付金』・『借入金』勘定を用いる場合もあるから、どの勘定科目を使用するかは問題の指示に従ってね。



第 2 節 手形貸付・手形借入

通常、お金の貸し借りは借用証書を用いて行われますが、これに代えて手形を用いることがあります。この場合には、貸付側は『手形貸付金』（資産）として処理し、借入側は『手形借入金』（負債）として処理します。

なお、通常の貸付・借入のケースとは用いる勘定科目が異なるだけで、処理自体は同じです。